

第二十回 参議院運輸委員會會議錄第二号

昭和二十九年十二月六日(月曜日)午前十一時十分開会

委員の異動

本日委員村尾重雄君辭任につき、その補欠として三木治朗君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高木 正夫君

理事 一松 政二君
三浦 義男君

委員

川村 松助君
黒川 武雄君
松平 勇雄君
三木 與吉郎君
村上 義一君
大和 與一君
三木 治朗君
政府委員 岡田 信次君
運輸政務次官 岡田 信次君
事務局側 常任委員 古谷 善亮君
常任委員 田倉 八郎君
常任委員 會專門員 細田 吉蔵君

説明員

運輸省鉄道監督 局有鉄道部長 細田 吉蔵君

本日の會議に付した事件
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第十六回國會本院提出、衆議院送付)

○委員長(高木正夫君) これより委員會を開会いたします。

ちよつと速記をとめて。

午前十一時十一分速記中止

午後零時十四分速記開始

○委員長(高木正夫君) 速記を初め

それでは国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず發議者大和與一君から提案理由の説明を願います。

○大和與一君 只今議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき、提案者を代表いたしまして提案理由を簡単に御説明申し上げます。現行日本国有鉄道法におきましては、国有鉄道の職員は、地方公共団体の議会の議員(町村を除く)を兼ねることが禁止されているのであります。が、かかる措置は実情に副い得ないものがあり、且つ憲法によつて保障された公民権である被選挙権を不当に制限している虞れがあると考えられるのであります。

即ち第一に、国有鉄道職員の居住状況を見ますと、全国を一貫する歴々なる輸送業務に携わつてゐる關係から、分岐駅、繰車場、工場或いは一定距離間に所在する組成駅等において、その構内に幾多の業務機關が設置され、当該市町村における職員居住の割合は他に比して極めて大であり、所によつては職員数がその大半を占める個所さえあるものであります。

かかる個所において、市なるが故に固有鉄道の職員が、全く地方自治に参与することができないといふことは、地方自治の本旨に反するものといわなければなりません。ちなみに国鉄職員で現在市議会の議員を兼ねている者は全国七十七名の多数に上つてゐるのであります。

なお、最近政府が發議している町村の合併が促進されるならばますますその数は増加することが予想されます。

第二に、国有鉄道の職員が地方議員を兼ねた場合業務に及ぼす影響が大であるかのごとく考えられるのであります。市議会の議員としてその職務に専従している人は極めて少く、他に勤務を持ち、或いは家事のかたわらその職務を果しているのが通例であらうと思われまふ。勿論、職員は直接又は間接に旅客、貨物の輸送に従事する重責を担つております。併しながら、市町村の行政区域は比較的狭く且つ、交通機關の発達いたしてあります現状におきましては、何ら業務に支障なく議員たるの責務を果しつつあることは既往の実績が雄弁にこれを物語つてゐるところであります。

第三に、同じ公共企業体の職員である専売公社の職員には議員兼ねに對する何らの制限規定もなく、電信電話公社職員は市議会の議員まで兼ねが認められてゐる現在、国鉄職員なるが故に、町村議会の議員のみにとめておくことは、過去の政治的慣習を無視するものであるばかりでなく、一貫性のない極めて不均衡な取扱であるといわなくてはなりません。かかる問題は法律によつて抑制すべき事柄ではなく、有権者の自由にして民主的な判断に待つべきものであると思つたいたします。

以上の諸点より、国鉄職員に對する職員兼ねの制限規定は本法律より削除すべきが当然ではあります。が、本問題の今日までの経緯に鑑み、少くとも市議會までは兼ねを認むべきが妥當と考え、右のごとく提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(高木正夫君) これにつきまして、專門員から従来の経過を御報告申し上げます。

○專門員(古谷善亮君) この問題におきまして調査いたしました結果を御報告いたします。

お手許に刷り物にして御配付申し上げます。おきまして最後の5といふところを先ず御覽願ひたいと思つた。申上げますが、今回提案になりましたこの法律案は、第十六國會におきまして參議院議員より提案になりました。參議院では国鉄の職員が無条件に市町村會議員を兼ねることができるにいたしましたことは、国鉄の職務上妥當を欠くものがあるといふことで、總裁の承認を得たものについては、差支えないといふことに修正いたしました。昭和二十八年七月三十日可決になりました。衆議院へ送付いたしましたのでございませう。衆議院におきましては、第十六、第十七、第十八及び第十九の國會におきまして、引續き継続審査事件として取扱

いになりました。去る十二月の三日に可決いたしました。當參議院の方へ送付されたものでございませう。これがこの法案の経過でございます。

そこで國鉄職員の議員兼ねの件につきましてはいささか経過があるのでございまして、その経過につきましては、お手許に差上げました(1)から(4)までに書いてある通りでございますが、これは詳細に書いてございませうので、御覽おきを願ひたいと思つた。

○委員長(高木正夫君) 速記をやめて。

○委員長(高木正夫君) 速記をつけ

○村上義一君 本問題につきましては、かなり長い歴史がありまして、殊に國鉄の従業員に對して別個の取扱ひをして来た理由は、操車場とか或いは工場とか機關区とかいふようなものが密集しておる地点におきまして、従業員が一般市民の中に含む割合が非常に多くなつて、市政を左右するといふようなきらいがあるといふことが原因であつたように記憶するのであります。併しながらその後市町村の合併促進の方途を政府も講じまして、かなり実情は變化して来ておると思つたのであります。

最も問題になつたのは、埼玉縣の大宮であつたと記憶するのであります。が、現在大宮では人口、又鉄道職員その家族の数の割合はどんなふうになつておりますか、一應伺ひたいと思つた。

○委員長(高木正夫君) 速記をつけ

○説明員(細田吉蔵君) 大宮の人口は約十三万五千人でございます、そのうち鉄道職員並びに職員の家族合せまして約四万人でございます。市議會議員の定数は三十六でございます、うち鉄道職員で現在市議會議員をいたしております者が八名になつております。

○委員長(高木正夫君) 他に御質疑はございませんか。別に御質疑もないようでございますから、これより討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(高木正夫君) それでは御異議ないものと認めて、これより討論に入ります。

○村上義一君 提案者の御説明の一、二、三項目いずれも至極同感であります。特に十六国会ですでに参議院は一部修正の上通過しておるのであります。そのまゝを今回衆議院が決議をして回付して参つたのであります。これは十分認むべきものだと思ひますので、賛成いたします。

○一松政二君 私は本案に賛成いたします。

従来随分いろいろないきさつがありましたけれども、これは事情の変化及びその弊害を考へて特別に制限措置がとられたのでありますけれども、だんだん職員諸君なり、地方の事情なりが變つて参りまして、これを修正しても、今まで恐れられておつたような弊害はないということが漸次明瞭になつたので、すでに前回参議院から修正案を出して、そして衆議院が可決して参つたのでありますから、私は当然賛成すべきものであると考へて賛成いたします。

○三木治朗君 私は本案に賛成いたします。

○三浦義男君 私もまあお三人の方が御賛成になりましたと同趣意において、この問題には賛成であります。

○委員長(高木正夫君) ほかにございませぬか。別に御発言もないようでありますので、これより本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高木正夫君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容等事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高木正夫君) 御異議ないものと認めます。

次に本案を可とせられた方は、例により順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

一松 政二 三浦 義男
松平 勇雄 川村 松助
三木 義一郎 三木 治朗
村上 義一 大和 與一
黒川 武雄

○委員長(高木正夫君) ちよつと連記をとめて。

〔連記中止〕

○委員長(高木正夫君) 連記を始めます。

午後零時三十一分散会

十二月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項中「(町村の議会の議員である者を除く)」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、市(特別区を含む)、町村の議会の議員である者が總裁の承認を得たものについては、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に市(特別区を含む)、町村の議会の議員である職員については、第二十六條第二項但書の規定による總裁の承認があつたものとみなす。

十二月五日本委員会に左の事件を付託された。

一、青函連絡海底トンネル実現促進に関する請願(第六号)

一、戸駅、荒沢村間鉄道敷設促進に関する請願(第八号)

一、山形県新庄市に測候所設置の請願(第三四号)

一、明石、岡山間鉄道敷設促進に関する請願(第四三三三)

一、西明石、橋生間鉄道敷設促進に関する請願(第四四四)

一、日の影線鉄道の災害復旧促進に関する請願(第九二二)

一、会津滝原、今市間鉄道敷設に関する請願(第一〇八号)

一、海難防止対策に関する請願(第一一一号)

一、常磐線鉄道敷設促進に関する請願(第一二三三)

一、気象観測網の拡充強化に関する請願(第一二五五)

一、東北、奥羽両線の整備強化に関する請願(第一三六六)

一、郡山、岩代熱海間間にガソリンカー運行の請願(第一五五五)

一、東京都府川連河のいんせつ促進に関する請願(第一七八八)

一、小規模小、中学校児童、生徒の鉄道運賃割引に関する請願(第一七九号)

一、福岡県内国鉄の電化促進に関する請願(第二三二一)

一、赤穂線鉄道全通に関する請願(第二三八号)

一、山陽線姫路以西鉄道電化に関する請願(第二四六六)

一、福岡県海溝を強制水先区から除外するの陳情(第六号)

第六号 昭和二十九年十一月三十日受理

青函連絡海底トンネル実現促進に関する請願

請願者 岩手県議會議長 中野吉郎

無とはいえないから、青函連絡海底トンネルを早急に実現せられたいとの請願。

第八号 昭和二十九年十一月三十日受理

戸駅、荒沢村間の鉄道敷設促進に関する請願

請願者 岩手県議會議長 中野吉郎

紹介議員 川村 松助君

かつて運輸交通上極めて重要な路線として大正十一年敷設予定線に編入された岩手県一戸町から、浪打村、御返地村、浄法寺町を経て荒沢村に至る区間の鉄道敷設は、数十年にわたる当地方民の熱望であり、とくに北奥羽総合開発計画が国策として取り上げられた今日重要かつ緊急なものであるから、本鉄道をすみやかに敷設せられたいとの請願。

第三四号 昭和二十九年十一月三十日受理

山形県新庄市に測候所設置の請願

請願者 山形県新庄市町 木田清外二名

紹介議員 小林 亦治君

山形市を中心とする内陸地方と、酒田市を中心とする庄内地方にはさまれた最上地域は、特殊な気象事情にあるため、県内における最も未開発地域として取り残されている。しかして当地域民は、昭和二十四年に民間団体の新庄気象観測所を設置して、山形、酒田両測候所と緊密な連絡のもとに気象特性の解明と産業気象の合理化促進に努力してきているが、当地域開発の焦点は、災害防除対策および河水の統制、理水が重大問題であるから、すみやか

に山形県新庄市に国営による充実した測候所を設置せられたいとの請願。

第四三三号 昭和二十九年十一月三十日受理
山陽線姫路北西鉄道電化に関する請願
(四通)

請願者 岡山県知事 三木行治
外十二名

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県の南部には岡山市、倉敷市を始め幾多の都市が密集して商業は盛水を極め、とくに工業基地岡南地区、水島地区、南児島地区等はいよいよ面目を一新しつつあり、将来工業県として飛躍的發展を期待され、さらに国鉄電化の最大要件である電力供給に余力をもつてゐるから、現在国鉄において実施計画中の姫路までの国鉄電化を最少限岡山まで延長実施せられたいとの請願。

第四四号 昭和二十九年十一月三十日受理
西明石、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者 岡山県議会議長 友保 知

紹介議員 加藤 武徳君

山陽道は、西日本の大動脈に当り畿内、京浜から九州、四国、山陰との連絡の要路であり、また農林産物及び地下資源の宝庫である中国山脈と幾多の水産資源を包蔵する瀬戸内海を控え、人口密度、文化水準、諸工業製産力等においても京阪神、中京地区に次ぐ高位にあり、これを縦貫する山陽線電化による輸送力増強は地区内資源の活用、産業諸施設の整備充実と相まつて将来の発展は明してまつべきものがあるから、山陽線西明石、幡生両駅間の電化を促進せられたいとの請願。

電化を促進せられたいとの請願。

第九二二号 昭和二十九年十一月三十日受理
日の影線鉄道の災害復旧促進に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 日高 弥一

紹介議員 竹下 豊次君

十二号台風によつて致命的打撃を受けた国鉄日の影線鉄道は、その復旧を従来の方法によるときは、相当長期間を要する見込みで、本鉄道の復旧遅延は陸の孤島となつた西臼杵郡地方五万住民の死活の問題として社会不安の醸成も避け得られない緊迫した実情にあるから、この際これが復旧促進について特別な措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇八号 昭和二十九年十一月三十日受理
会津滝原、今市両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者 福島県南会津郡荒海村 渡部忠一郎外十六名

紹介議員 石原幹市郎君

福島県会津滝原駅から栃木県高徳駅を経て今市駅に至る野岩線完成のあかつきは、沿線周辺の豊富な良質地下資源および森林資源の合理的、経済的開発を促進するとともに、只見川水系の電源開発に寄与するところが大きい。かかる本線は、昭和二十二年十二月に田島・荒海両駅間、昭和二十八年十月に荒海・会津滝原両駅間が完成されただけで、その目的は半減している実情であるから、本予定線中会津滝原・今市両駅の鉄道敷設工事を昭和三十年年度から施行せられたいとの請願。

第一一一号 昭和二十九年十二月一日受理
海難防止対策に関する請願

請願者 福島県議会議長 蓮沼 龍輔

紹介議員 木村 守江君 田畑 金光君

今次全国を襲つた台風十五号の被害はじん大で、なかでも木士、北海道を結ぶ青函連絡において、洞爺丸外主輪送船の沈没は悲痛の極みである。これによつて千数百の尊い人命を失つた上に、巨富を失うに至つたことはまことに遺憾である。ついでこれが救済ゆつに万全の方途を講ぜられるとともに、将来輸送の完べきを期するよう万全の方策を講ぜられたいとの請願。

第一一三三号 昭和二十九年十二月一日受理
常磐線鉄道電化促進に関する請願

請願者 茨城県知事 友末洋治

紹介議員 郡 祐一君

国鉄常磐線の電化は、関係県民多年の熱願であつて、豊富な沿線地帯の資源開発ばかりでなく、逐年激増する首都近郊輸送量の緩和のためにも絶対必要であるから、予算編成期に際し是非とも三十年年度予算に必要経費を計上して一日も早く実現せられたいとの請願。

第一二五号 昭和二十九年十二月一日受理
気象観測機関の拡充強化に関する請願

請願者 福島県議会議長 蓮沼 龍輔外七名

紹介議員 木村 守江君

従来東北、北海道の凶冷害予報に、又

西日本を主とする台風針路の予想等に重要な役割を果してきた洋上定点観測の打ち切り及び減少は、最近の異常な暴風雨による商漁船の被害の増大、長期天気予報の欠陥による凶冷害対策の不徹底等、産業の振興、経済興隆の上に極めて大きな悪影響を及ぼしているから、農業災害対策としての長期予報の精度向上並びに農業気象業務態勢の整備強化と水害対策としての山地及び重要地点の雨量観測網を拡充し、これが通報組織の急速な整備を図られたいとの請願。

第一三六号 昭和二十九年十二月一日受理
東北、奥羽両線の整備強化に関する請願

請願者 福島県議会議長 蓮沼 龍輔外七名

紹介議員 木村 守江君

北海道、本州間の連絡施設としては、現在青函連絡船のみであるが、北海道における総合開発の進展に並行し、青函航送貨物は逐年増加し、青函輸送力も漸次増強の傾向にあるが、中央、奥羽両方面に通ずる陸上輸送力がこれに伴わない限り円滑なる輸送態勢は望み得ないから、これを結ぶ陸上輸送力の根幹である東北本線ならびに奥羽線の整備強化について特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五五号 昭和二十九年十二月一日受理
郡山、岩代熱海両駅間にガソリンカー運行の請願

請願者 福島県郡山市市長 丹治 盛重外六名

紹介議員 石原幹市郎君

近年米岩代熱海温泉の設備の拡張完備によつて温泉地、観光地として同地に来遊する者が増加の一途をたどつてゐる一方、郡山市に駐在する自衛隊の演習、保護のための交通量も増大をきたしている現状にかんがみ、さらに地方産業の振興、住民の厚生福祉増進のため郡山、岩代熱海両駅間にガソリンカーを運転せられたいとの請願。

第一七八号 昭和二十九年十二月一日受理
東京都舟航河川運河のいんせつ促進に関する請願

請願者 東京都港区芝海岸通一ノ二〇東京港港務局内 浅尾新南外五名

紹介議員 安井 謙君 石川 榮一君

東京都内において船舶による貨物輸送の増強を図るためには東京港出入大型船の航行の自由を確保すると同時に、同港と不可分の関係にある舟航河川運河のいんせつ整備が何よりも必要であり、首都の美化、保健衛生の観点からも、本事業早急達成のため都に對し開庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七九号 昭和二十九年十二月一日受理
小規模小、中学校児童、生徒の鉄道運賃割引に関する請願

請願者 東京都千代田区麹町一ノ四 松浦秀雄

紹介議員 木村 守江君

全国の小、中学校のうち、小規模学校は八千八百校に及ぶが、これら学校の児童、生徒の修学に関する旅行遠足等については、鉄道団体割引の定員(三

十名)のわくをはずして、三十人未満の場合でもその恩恵に浴し得るよう取り計らわれたいとの請願。

第二三十一号 昭和二十九年十二月一日受理

福岡県内国鉄の電化促進に関する請願

請願者 福岡県門司市議會議長 末松喜一外四十一名

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県は、現在人口三百八十二万人、人口密度は七百七十二人強で、全国都道府県中第四位にあり、近年各種産業の発展に伴い北部地区をはじめとする通勤者の激増と県内都市相互並びに都市近郊間との一般貨客の交通需要はきわめて盛んであるため、輸送機関の現状は貨客いずれも輸送力の限界に達し、運行回数においても、速度においても、京浜、阪神地区に遠く及ばず、ラッシュ時は全国にまれな混雑を呈する状態にあり、一方本県諸産業の興隆、企業の発展ならびに文化の向上は、県内国鉄主要路線の電化による輸送力の増強にあるから、本県内国鉄主要路線の電化を早急に実現せられたいとの請願。

第二三八号 昭和二十九年十二月一日受理

赤穂線鉄道全通に関する請願

請願者 岡山県知事 三木行治 紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君

国鉄赤穂線建設の経済効果を完全に発揮するためには全線の開通を図らねばならないから本年度補正予算並びに昭和三十年度予算に必要経費を計上して(一)赤穂、日生間の営業をすみやかに開始すること(二)中部区間(日生、伊

部)継続施工に必要な経費を補正予算で確保すること(三)西部方面(岡山、西大寺方)よりも早急に着工すること等の実現を期せられたいとの請願。

第二四六号 昭和二十九年十二月一日受理

山陽線姫路以西鉄道電化に関する請願

請願者 岡山県議會議長 友保 知外四名

紹介議員 大和 與一君

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第六号 昭和二十九年十二月一日受理

福岡県洞海湾を強制水先区から除外するの陳情

陳情者 福岡県若松市浜一番町五 阿部憲一外二十四名

福岡県洞海湾は、出入船及び取扱貨物量においてわが国有数の港湾であるが、強制水先区に指定されているため船舶及び港湾施設の能力の活用を阻害されており、しかもこの強制水先区は、戦後米軍の進駐以来軍用船の就航を優先的にするため及び当時港湾周辺の機雷、沈船等航行障害物の存在と航路、泊地の荒廃のため等の理由によつて設けられたものであつて、すでにこれらの理由がほとんど消滅している現在なお強制水先区としておく理由がないから、同湾を強制水先区から除外せられたいとの陳情。